



## ■倒産・解雇などにより離職された方(特定受給資格者)や 雇い止めなどにより離職された方(特定理由離職者)の軽減措置

**対象者** 次のすべての条件を満たす方

- (1) 平成21年3月31日以降に失業した方
- (2) 失業時点で65歳未満の方
- (3) 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(※特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の離職理由コードで確認します。)
  - ・特定受給資格者理由コード：11、12、21、22、31、32
  - ・特定理由離職者理由コード：23、33、34

**軽減内容** 前年の給与所得を30/100とみなして保険税の計算を行います。

**軽減期間** 離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間です。

**申告方法** 保険証・雇用保険受給資格者証、印鑑を持参のうえ、市役所税務課市民税係または各支所・各行政サービスセンター税務窓口で、申告書を記入し提出してください。

## ■保険税および医療機関等での窓口負担の減免

国民健康保険の被保険者の方が、風水害や火災、事業の休廃止や失業等の事由で、一時的に保険税の納付や医療機関等での支払いが困難になった場合、申請していただくことにより負担が軽減される場合があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

### お問い合わせ

保険税の納税通知書等に関すること	税務課 市民税係	☎63-5110
保険税の減免に関すること	税務課 収納係	☎63-5110
医療機関等での窓口負担の減免に関すること	市民生活課 国保係	☎63-5112

## 東北電力(株)佐渡営業所からのお願い 今年の夏も『省エネ』にご協力をお願いします



佐渡島では、島内で発電した電気のみをご使用いただいているため、使用できる量に限りがあります。毎年気温の上昇に伴う冷房使用の需要が増えることから、もしかしたら電気が足りなくなる可能性も…。なお一層の『省エネ』の取り組みをお願いいたします。

### たとえば、エアコン

■使用する場合は、28℃を目安に設定温度を2℃上げる  
➔ 約130ワットの節電

■使用を止めて扇風機を使用  
➔ 約600ワットの節電

### ★さらに省エネ!

- ①フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。
- ②室外機の周囲に物を置かないようにして、放熱しやすくしましょう。
- ③除湿運転や頻繁な電源のオン・オフは消費電力の増加につながるので注意しましょう。

### その他にできることは?

- 日中の消灯、夜間も点灯は最小限に  
➔ 約60ワットの節電
- 炊飯器の保温をストップし、ご飯は冷蔵庫で保存する  
➔ 約25ワットの節電
- 温水洗浄便座は暖房などを停止  
➔ 約5ワットの節電

### ★さらに省エネ!

- ①リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。
- ②テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消しましょう。
- ③パソコンを使わないときは電源を切りましょう。

**お問い合わせ** 東北電力(株)コールセンター  
緊急・停電時 ☎0120-175-366  
その他 ☎0120-175-466